

亀山市告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同法第9条の規定により告示する。

なお、関係図面は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和7年7月2日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 41246
- 3 路線名 停車場東北支線
- 4 道路の区間及び重要な経過地

| 新旧別 | 区間 | | 重要な経過地 |
|-----|-----------------|-----------------|--------|
| | 起点 | 終点 | |
| 旧 | 関町木崎字町南143番24地先 | 関町木崎字町南143番35地先 | なし |
| 新 | 関町木崎字町南143番24地先 | 関町木崎字町南251番6地先 | なし |